

平成27年度より介護保険制度の一部が変わります！

① 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の入所条件が変わります！

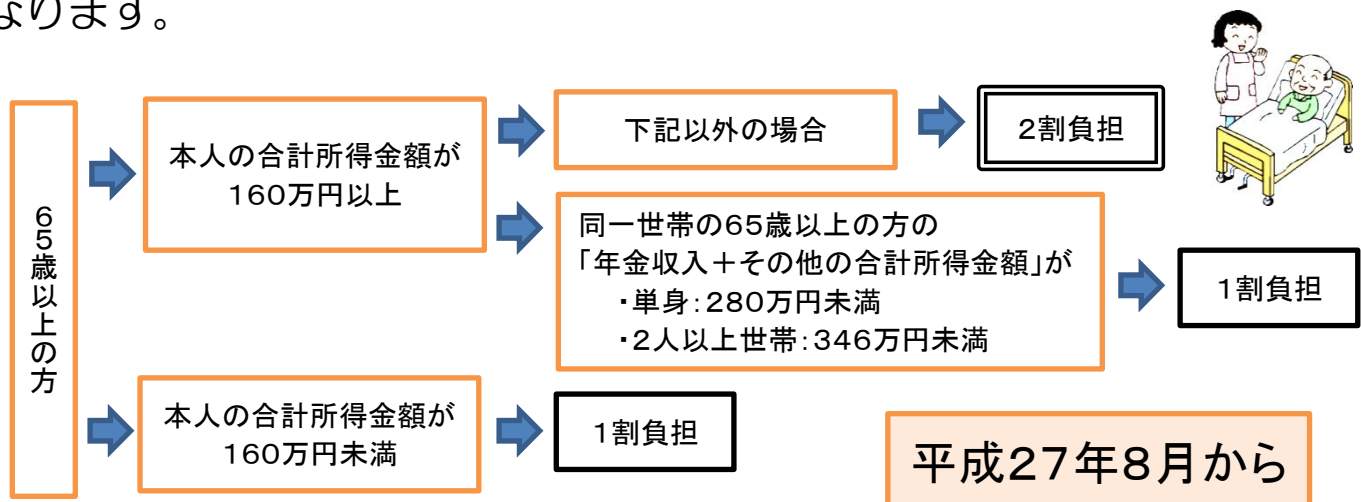
これまで、要介護1から入所できた特別養護老人ホームですが、在宅での生活が困難な要介護者を支える施設としての機能に重点をおくため、新たに入所する場合は要介護3以上の方に入所が限定されます。ただし、やむを得ない事情により、特例的に入所が認められる場合があります。



平成27年4月から

② 一定以上の所得がある方の利用者負担が変わります！

介護保険サービスは原則1割の自己負担で利用できます。平成27年8月からは、一定以上の所得のある65歳以上の方は2割の自己負担となります。



③ 高額介護サービス費の限度額が引き上げられます！

1ヶ月の介護保険サービスの自己負担額（同じ世帯に複数の利用者がある場合には世帯合算）が高額になった場合、所得区分に応じた自己負担限度額を超えた分が、「高額介護サービス費」として、申請により支給されます。平成27年8月からは、所得区分に「現役並み所得者」が新設され、新しい自己負担限度額が設定されます。

所得区分	自己負担限度額(月額)
【新設】現役並み所得相当	44,000円(世帯)
一般	37,200円(世帯)
市町村民税世帯非課税等	24,600円(世帯)
年金収入80万円以下等	15,000円(個人)

同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の方がいて、年収が単身世帯383万円以上、2人以上世帯520万円以上の方

平成27年8月から

④ 低所得の方が施設サービスなどを利用した場合の食費・居住費の負担軽減の適用基準が変わります！

低所得の方が施設サービスなどを利用する場合、申請により食費・居住費は、世帯の課税状況や本人の所得に応じた負担限度額までの自己負担となり、負担限度額を超えた分は介護保険から給付されます。平成27年8月からは、適用基準に資産要件等が追加されます。

【適用基準】(●が追加されます)

所得要件
○住民税世帯非課税
●別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も住民税非課税

+

資産要件
●預貯金等が一定額(単身で1,000万円、夫婦で2,000万円)以下



平成27年8月から

その他、介護保険サービスの費用や介護保険料の額が変わります。詳細については、4月以降の広報等でお知らせいたします。

お問い合わせ:古賀市介護支援課 092-942-1144 【平成27年2月発行】